

建築分野における検討WG (建築BIM推進会議)の活動状況について

令和7年2月25日

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課
不動産・建設経済局 建設業課
住宅局 建築指導課

1. 建築分野における検討WG(建築BIM推進会議)の活動状況
について
2. 官庁営繕事業におけるBIM活用

令和2～4年度

- 「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第1版）」を制定。（令和2年3月）
- ガイドラインで定める標準ワークフローを前提に官民の試行プロジェクトによる検証（モデル事業）を実施。
- 検証結果を基に活用に向けた課題等について、ガイドライン（第2版）を改定。（令和4年3月）
- ガイドライン（第2版）に基づき、引き続き官民の試行プロジェクト(モデル事業)による検証を実施。
- BIMの社会実装にむけた環境実装を進めるための「建築BIMの将来像と工程表」（令和元年9月）に基づくロードマップを策定。（令和5年3月）

令和5年度

- 部会を横断する課題・データの利用拡大に資する重要課題について、連携すべきインプットとアウトプットを明確にした個別のTF（タスクフォース）と、その進捗管理機能としての戦略WGを設置。
- 中小事業者が建築BIMを活用する建築プロジェクトへの支援として「建築BIM加速化事業」を実施。

令和6年度

- 2026年春のBIM図面審査開始に向け必要となる、BIM図面審査ガイドライン・申請審査マニュアル・ツール案等を作成する。
- BIMの属性情報の標準化を図るため、標準属性項目リストを策定・公開する。
- 昨年度実施した「建築BIM加速化事業」から補助要件を見直し、「建築GX・DX推進事業」として、建築物のLCAの実施によるLCCO2削減の推進（GX）と建築BIMの普及拡大による生産性向上の推進（DX）を一体的・総合的に支援し、建築BIMの社会実装のさらなる加速化を図る。

○部会を横断する課題・データの利用拡大に資する重要課題について、連携すべきインプットとアウトプットを明確にした個別のTF（タスクフォース）を設置し、社会実装を加速化

BIMの形状と属性情報の標準化

BIMの情報共有基盤の整備

BIMを活用した確認検査の実施

BIMによる積算の標準化

部会②

BIMライブラリ
技術研究組合(BLCJ)

- ✓ 建築、構造、設備の属性情報の標準化
(空間、床、壁、天井、防水、外壁は未整備)

部会⑤

Building SMART Japan

- ✓ IFC・ビューア・CDEに係る初期検討
- ✓ 施工段階の属性情報の標準化（一部のみ）

部会③

建築確認における
BIM活用推進協議会

- ✓ BIMの生データを用いた審査方法の検討
- ✓ 審査に適したBIMビューアの検討

部会④

日本建築積算協会

- ✓ BIMによる積算手法検討
- ✓ 建築物の部位や設備等の分類体系を整備

[維持管理・運用段階におけるデジタル化]は別途検討

【R5新設】

審査TF

[リーダー：部会3]

[BIMによる建築確認の環境整備]

- ・ 確認審査用の属性情報の整理
- ・ 確認申請用IFC等のルール策定
- ・ 確認申請用ビューア・CDEの仕様書作成

【R5新設】

標準化TF

[リーダー：部会5]

[データ連携環境の整備]

- ・ 設計、施工段階での属性情報の標準化
- ・ ソフトウェア間・外部データとの連携方法の確立

部会①

国土交通省

BIMを活用した建築生産・維持管理に係るワークフローの整備

- ・ 将来像と工程表
- ・ ガイドライン 等

【R5新設】

戦略WG

各TFの進捗管理、部会①の部会長への報告

- ✓ TFの運営・実施
 - ・ 関連部会の主要メンバーで構成
(必要に応じて関係団体)
 - ・ ロードマップに基づきワークと役割分担を整理
- ✓ 戦略WGの運営・実施
 - ・ 定期的に各TFの進捗を管理

2023年度 (R5)

2024年度 (R6)

2025年度 (R7)

成果

審査
TF

- ・BIM図面審査における審査を定義
(整合性確認省略のデータ要件、PDF形式の図書・IFCデータを用いた審査方法等)
- ・BIM図面審査に用いる確認申請用CDEシステムの仕様書を作成
(クラウドシステムとしての機能要件を整理)

- ・BIM図面審査のためのガイドライン・マニュアル案、ツール案等を作成
(確認申請図書作成、審査等)
- ・確認申請用CDEシステムを構築
(仕様書に基づき開発①)

- ・BIM図面審査運用に向けた準備
(ガイドライン・マニュアル、ツール等の完成と、これらを活用した周知・準備等)
- ・確認申請用CDEシステムを構築
(仕様書に基づく開発②および電子申請受付システムとの連携)

BIM図面
審査開始

標準化
TF

- ・対象とするオブジェクトの網羅的な枠組みを整理
- ・標準属性項目リストとして部位毎/工種毎に属性情報を整理

- ・標準属性項目リストとその利用方法の公開
- ・ユースケースの検討と、社会実装を図るための中間ファイル等の策定

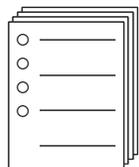
- ・ユースケースとしての概算を含む外部データとの連携の試行

異なるソフト間で支障なくデータ連携できる環境

■BIM図面審査の概要イメージ

○入出力基準

BIMデータから出力された図書の「形状」、「表記」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の基準



入出力基準に基づき、
BIMデータを作成

作成にあたり、
参考テンプレートを使用することが可能
(使用は必須ではない。)



BIMデータ
(オリジナルデータ)

BIMデータからIFCデータ
(①)とPDF形式の図書(②-1)を出力



(BIM由来でない図書)

一部の図書はCAD等で
作成しPDF化(②-2)



申請者 (設計者)

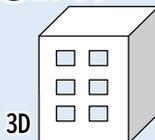


入出力基準に従いBIMデータの作成等を行ったことをチェック(③)

①②③
を提出

確認申請用CDE※1 (BIM図面審査用のCDE)

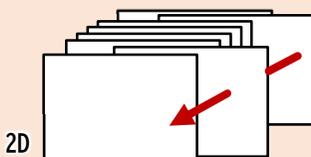
①IFCデータ※2



3D

審査対象外 (参考扱い)

審査対象
②PDF形式の図書
(従来と同様の申請図書)



2D

整合性確認※3 (一部を省略)

設計者チェックリストによる申告に基づき、一部の整合性確認を省略

③設計者チェックリスト

入出力基準に従いBIMデータの作成等を行ったことについて、設計者が申告する書類



BIMビューアにより閲覧し、
形状の把握・理解に利用



ビューア

審査

審査者



- 整合性の確認
- 明示事項の審査
- 法適合の審査

整合性の確認を省略する範囲を確認

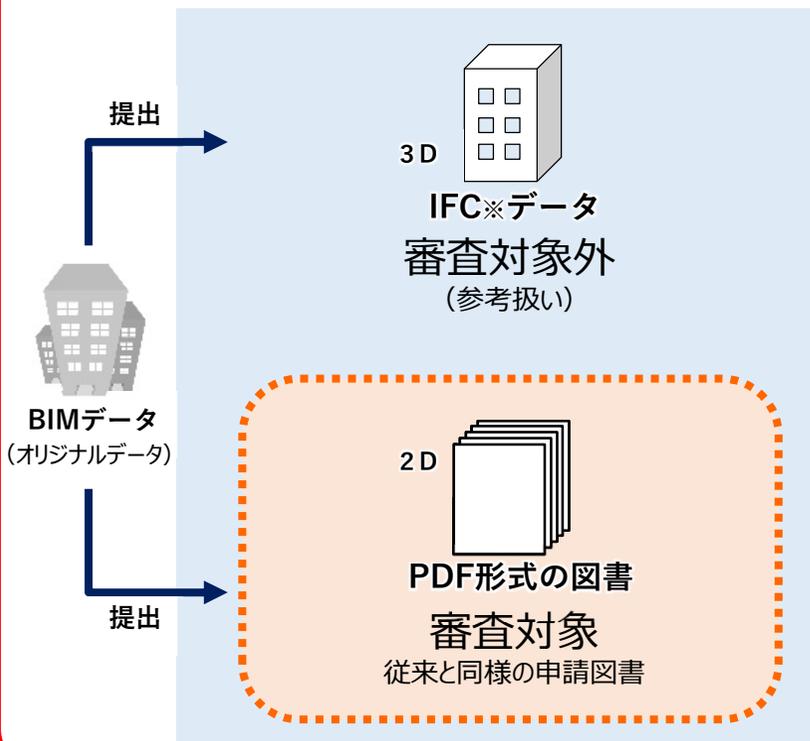
- ※1 国土交通省の支援により整備が進められている確認申請用CDEの審査環境を標準とする。
- ※2 BIMの共通ファイルフォーマット
- ※3 図書の複数個所に記載された審査に必要な情報のうち、形状・位置・数値が同一、あるいは文字情報の意味内容が同一であることを確認すること。

BIM図面審査

BIMデータから出力されたIFCデータとPDF形式の図書の提出により、図面間の整合チェックが不要となり、審査期間の短縮に寄与

2026年春
開始

2027年度
全国展開



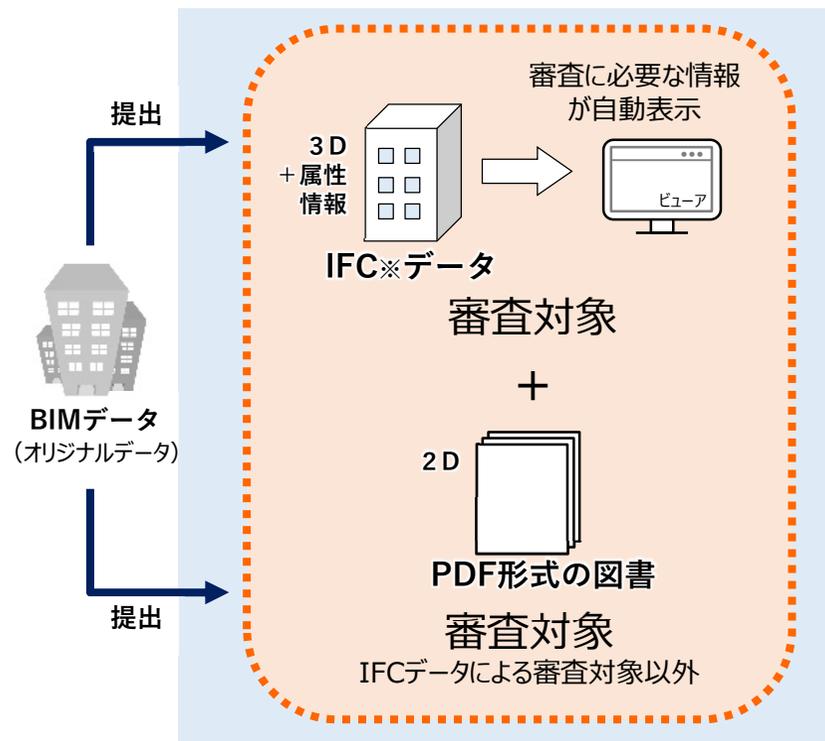
BIMデータ審査

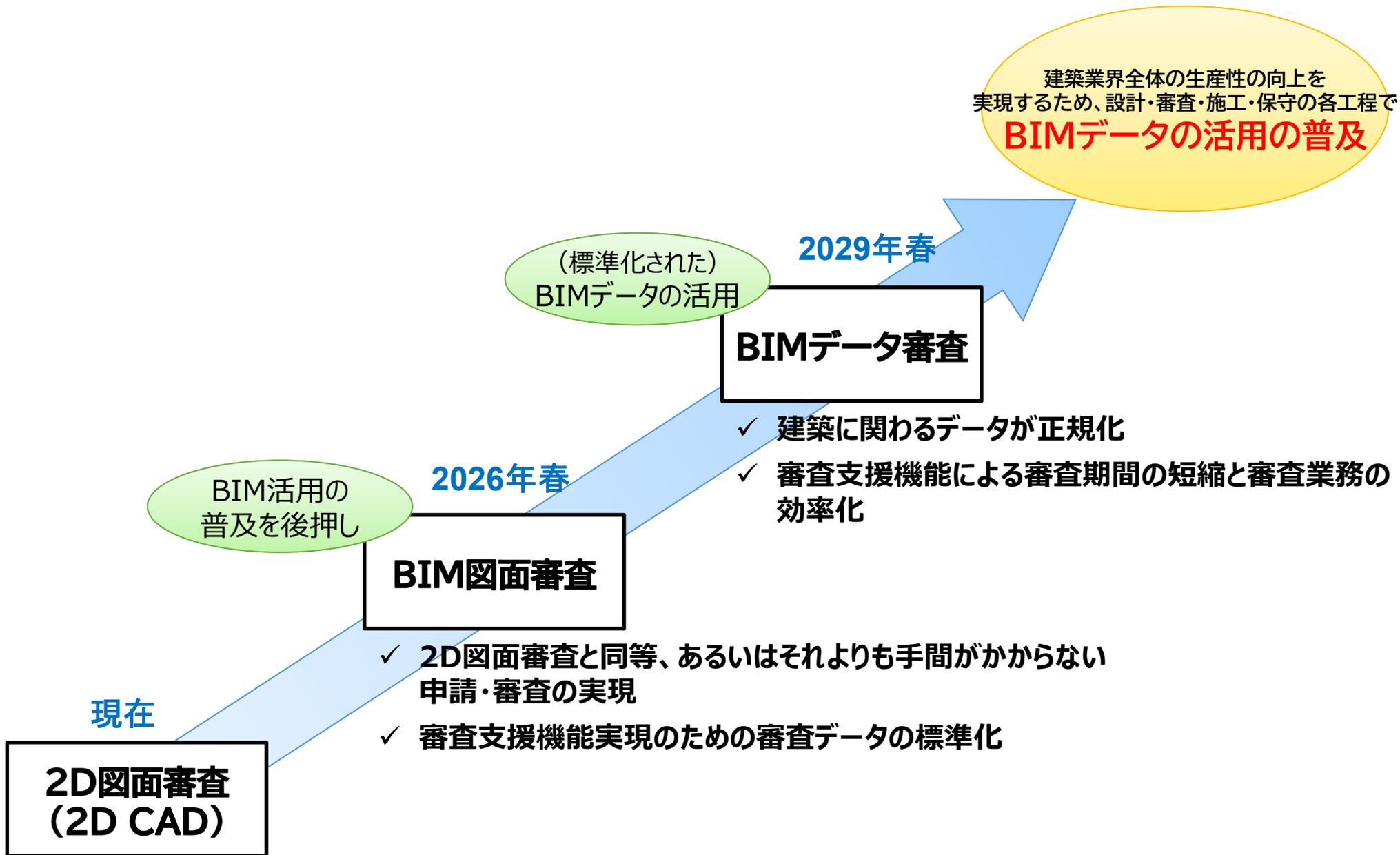
IFCデータを審査に活用し、審査に必要な情報が自動表示されることにより、更なる審査の効率化（審査期間の更なる短縮）に寄与

2029年春
開始

将来像

IFCデータを活用した
審査対象を順次拡大

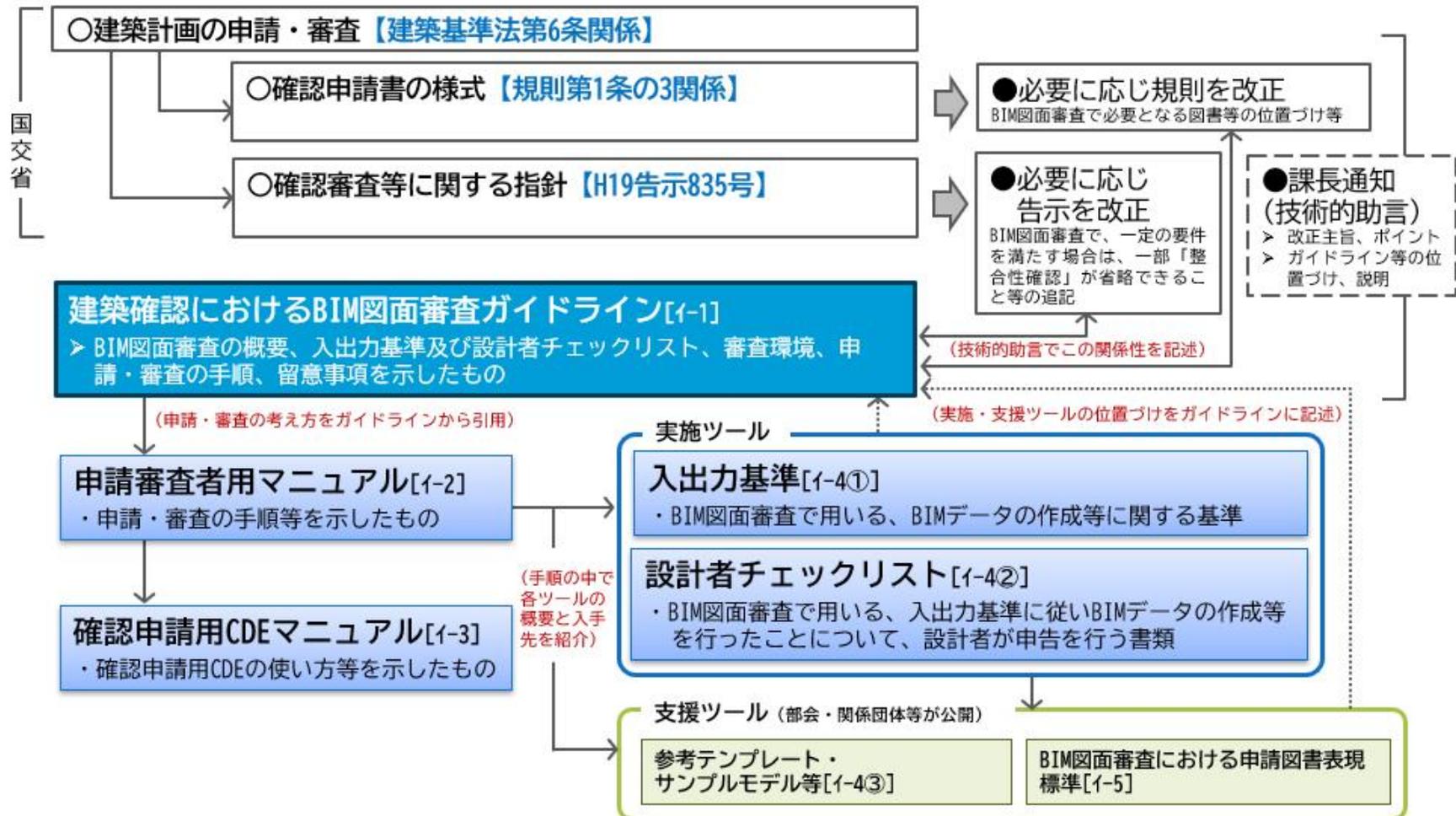




■ 第20回建築BIM環境整備部会資料 2 - 1 (抜粋)

2025年度中のBIM図面審査の開始に向けた成果 (案)

■ ガイドライン・マニュアル、各種ツールの位置づけ

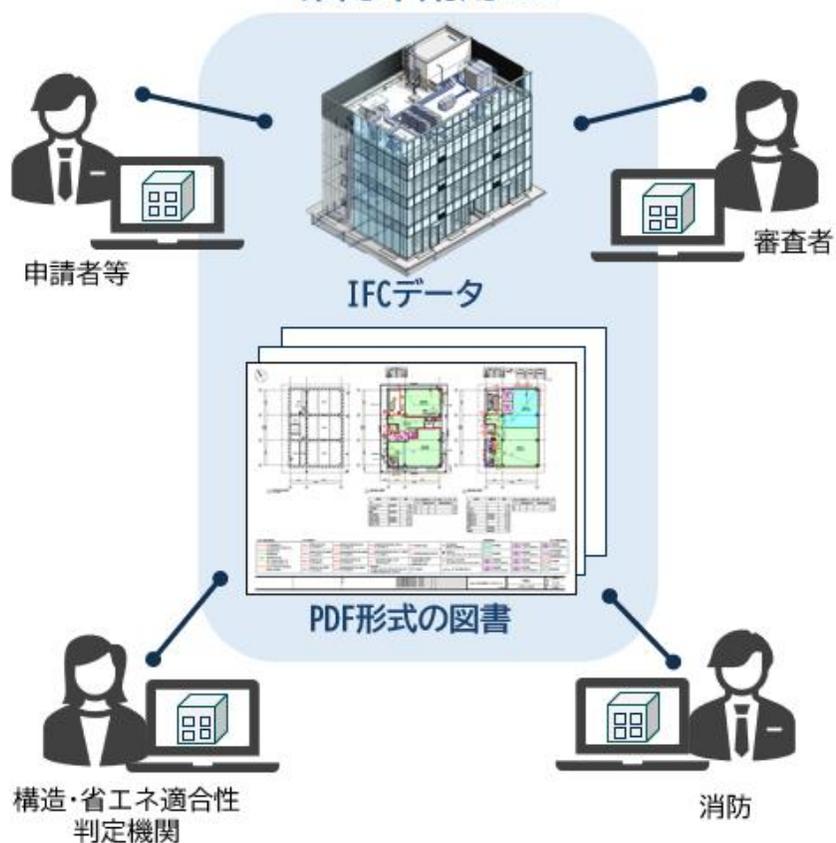


■第20回建築BIM環境整備部会資料2-1 (抜粋)

ICBA確認申請用CDEの仕様について

BIM図面審査に用いる確認申請用CDEの機能は、仕様書に沿って開発を進めており、詳細については検討中です。

確認申請用CDE



確認申請用CDEのイメージ

確認申請用CDE機能一覧 (予定)

1	申請書情報閲覧機能 (ICBA電子申請受付システム等より)
2	申請図書アップロード機能
3	申請図書ダウンロード機能
4	PDFデータ差分チェック機能
5	メール送信機能
6	プロジェクトデータ管理機能
7	ファイルのバージョン管理
8	コミュニケーション機能 (チャット等)
9	ビューイング機能 (IFC, PDF, 画像)
10	マークアップ機能 (PDF, 画像)
11	操作LOG機能
12	書類保管機能
13	ステータス設定機能
13	ユーザー管理機能
14	ユーザー認証機能
15	権限管理機能

出典：国土交通省 建築BIM推進会議HP 令和6年5月10日公開

「BIM 図面審査」に用いる「確認申請用CDE」の仕様書 Ver.1.00 Rev.1.00a

■ 第20回建築BIM環境整備部会資料 2 – 2 (抜粋)

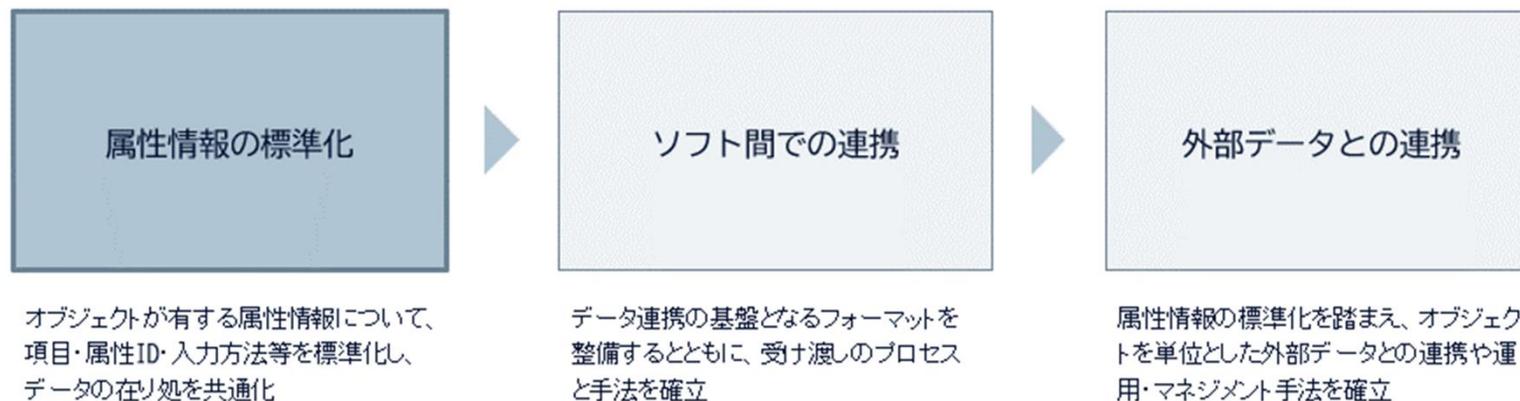
目的

本タスクフォースにおける「標準化」とは

建築生産のフローすべてをルールで雁字搦めにするのではなく、必要もしくは当たり前部分を属人化されることなく共通認知できるようにするための参照点として整理することを目的としています。

そのため、これまで各企業で進めていた標準化の取り組みを阻害するものではありません。

各企業においては引き続き標準化の取り組みを進めていただきますようお願いいたします。



「標準属性項目リスト」は、「用語の定義」と「用語のマッピング」を目的としており、辞書的な活用を可能とするものです。将来的には、使い方の例示（ユースケース）を増やして、ソフト間及び外部データとの連携の指針として提示する予定です。

■第20回建築BIM環境整備部会資料2-2 (抜粋)

標準属性項目リストの位置付け

標準化TF

標準属性項目リストの構成

属性情報の標準化として、網羅的且つ辞書的に使用する「標準属性項目リスト」の整備を進めてまいりました。アウトプットとして、「標準属性項目リスト」だけではなく、各属性項目の説明をまとめた「属性項目解説書」と全体の流れをまとめた「概要書（本書）」の3つのドキュメントを公開いたします。

概要書



(本資料)

- 概要書
- 付録：用語集

標準属性項目リスト



- 標準属性項目リスト
 0. 統合
 1. 意匠
 2. 構造
 3. 設備
 4. 施工・製作 ※

属性項目解説書



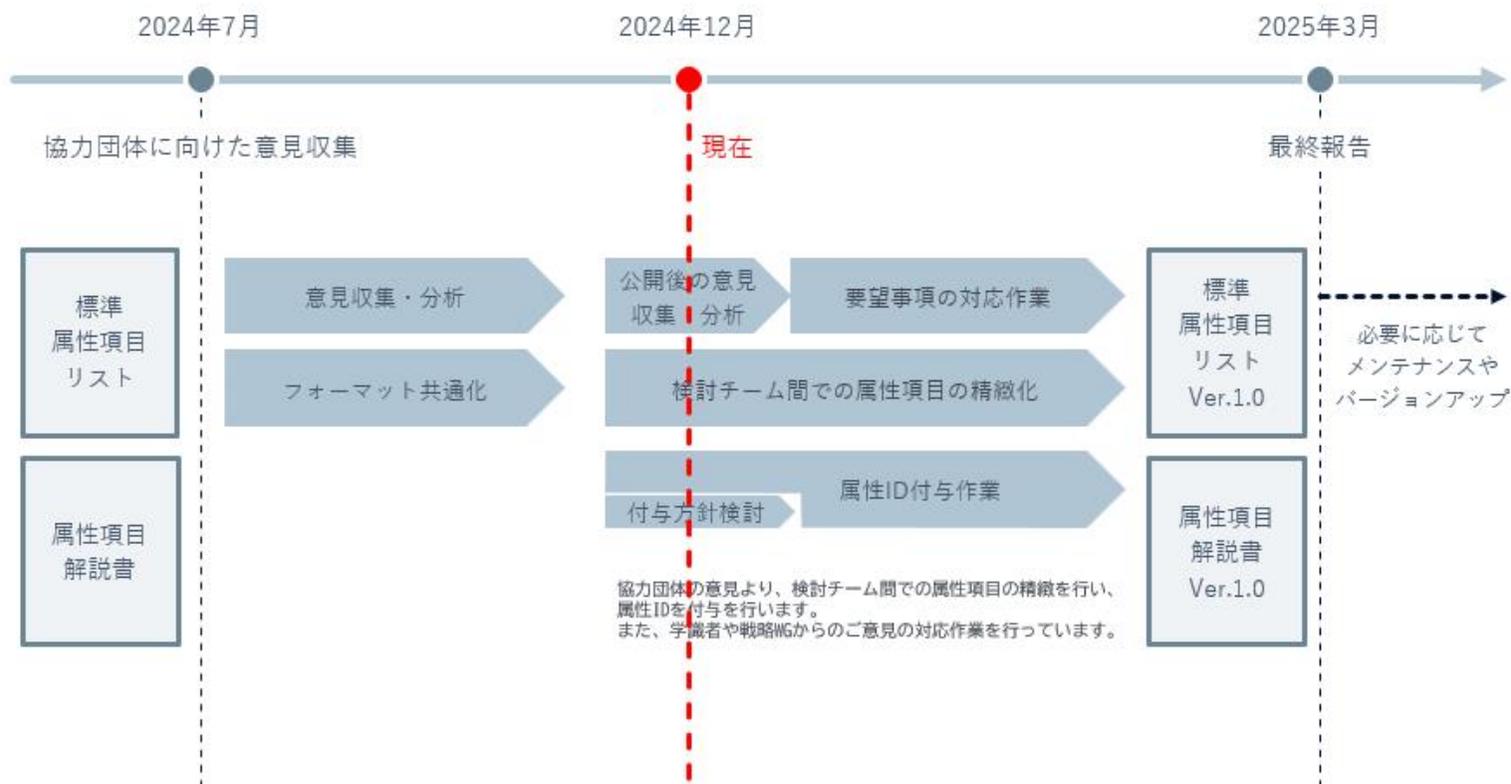
- 解説書
 0. 共通
 1. 意匠
 2. 構造
 3. 設備

※「施工・製作」における工種別は、ユースケースの一部としてとりまとめるため、素案ではユースケースの参考として提示いたします。

■第20回建築BIM環境整備部会資料2-2 (抜粋)

今後の検討内容について

関係団体や一般企業、学識者からの意見を取りまとめて、反映すべき内容は取り入れる予定です。情報の精緻化、各検討チームにおけるフォーマットの統一などを行い「標準属性項目リスト Ver. 1.0」として提示予定です。その後は、必要に応じてメンテナンス及びバージョンアップが必要と考えます。



ガイドライン改定の方向性について

1. ガイドライン（第2版）における「今後の検討課題」の反映

※ LOD/LOI、BIMマネージャー、設計変更への対応、業務報酬、竣工モデルの定義、施工技術コンサルティング、設計責任と契約、著作権

- ・ 各部会・関係団体等の検討成果も踏まえ、次年度、具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な反映を行う。

2. 建築BIMの将来像と工程表（ロードマップ）の反映

- ・ BIMによる建築確認の環境整備
- ・ データ連携環境の整備
- ・ 維持管理運用段階におけるデジタル化

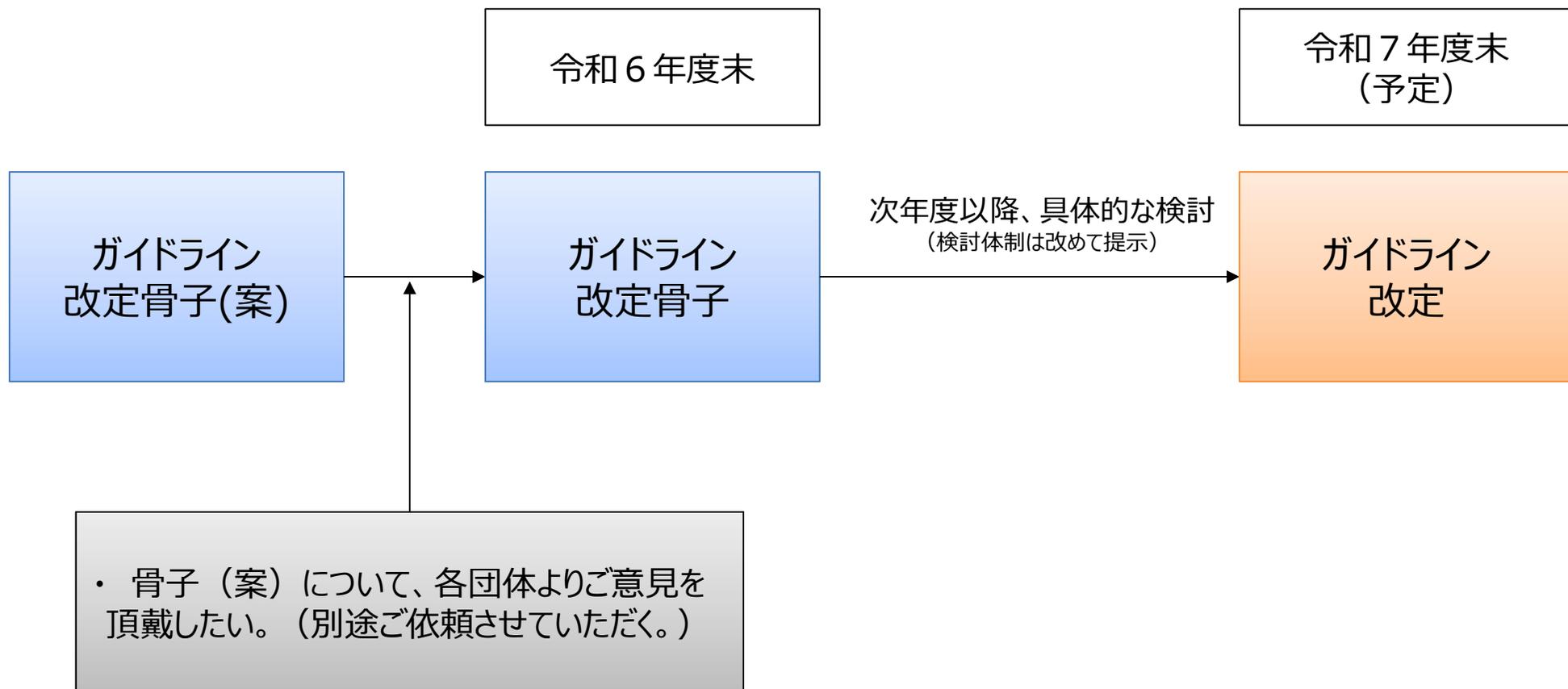
- ・ 審査TF、標準化TF、維持管理運用段階におけるデジタル化の検討成果を反映。

3. その他反映すべきもの

- ・ ガイドラインに反映すべきものについて、次年度、具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な反映を行う。
※ EIR・BEP、ISO・諸外国のガイドライン、ガイドラインの位置づけ 等

ガイドライン(第2版)における「今後の検討課題」の反映

項目	論点(案)	改定の方向性(案)
① LOD/LOI	<ul style="list-style-type: none"> 統一した指標(定義)を定めるべきであるか。 各段階における成果物のLOD/LOIの標準や、これに基づき業務の進捗を管理する方法について、統一したルールを定めるべきであるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 統一した指標(定義)やルールを定めることの必要性も含めそのあり方について検討を行う。
② BIMマネージャー	<ul style="list-style-type: none"> BIMマネージャー、BIMコーディネーターなどのBIMの活用に必要な職能の定義は、どのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> BIMの活用に必要な役割を整理した上で、必要な職能とその名称について検討を行う。
③ 竣工モデルの定義	<ul style="list-style-type: none"> 竣工図を代替する竣工モデルの目的、定義、作成者は、どのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> 竣工モデルも含むBIMの成果物の目的、定義、作成者について、従来の成果品との関係を整理した上で、そのあり方について検討を行う。
④ 施工技術コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> BIMを活用したワークフローにおいて、施工技術コンサルティングが果たす役割・責任についてどのように考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来のワークフローとの関係やBIM特有の課題を整理した上で、必要に応じ、そのあり方について検討を行う。
⑤ 著作権	<ul style="list-style-type: none"> BIMデータに係る著作権等の権利を整理するとともに、データの受渡しに当たって生じる利用の許諾など、契約のあり方について、一定のルール化を図るべきでないか。 	<ul style="list-style-type: none"> BIMデータに係る著作権等の取扱いや課題を整理した上で、BIMによるワークフローに対応した契約のあり方について検討を行う。
⑥ 設計責任と契約	(BIMデータによる契約が行われることとなった場合、) <ul style="list-style-type: none"> 契約対象となる範囲の明示をどのように行うべきであるか。 BIMデータに含まれる責任区分はどのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来に向けて、設計図書に代わりBIMデータによる契約が行われる場合の課題の整理を行いつつ、現時点では、副次的な成果物として取扱う際の契約のあり方について検討を行う。
⑦ 設計変更への対応	<ul style="list-style-type: none"> BIMを活用したワークフローにおいて、設計変更が生じた場合の対応は、どのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来のワークフローとの関係やBIM特有の課題を整理した上で、必要に応じ、そのあり方について検討を行う。
⑧ 業務報酬	<ul style="list-style-type: none"> BIMを活用した建築設計・工事監理等に係る業務報酬についてどのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務報酬については、別途、基準のあり方についての議論を行うこととしており、そこでの議論の状況を踏まえて、必要に応じ連携して検討する。



建築物のLCAの実施によるLCCO2削減の推進（GX）と建築BIMの普及拡大による生産性向上の推進（DX）を一体的・総合的に支援し、取組を加速化させることを目的として、「建築GX・DX推進事業」を創設する。

● 補助要件

<BIM活用型>

- 次の要件に該当する建築物であること。
 - ▶耐火/準耐火建築物等
 - ▶省エネ基準適合
- 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあつては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

<LCA実施型>

- LCA算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）
 - 国土交通省等による調査に協力すること
- ※ BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合は、BIM活用型、LCA実施型のいずれの要件も満たすこと。

● 補助額等

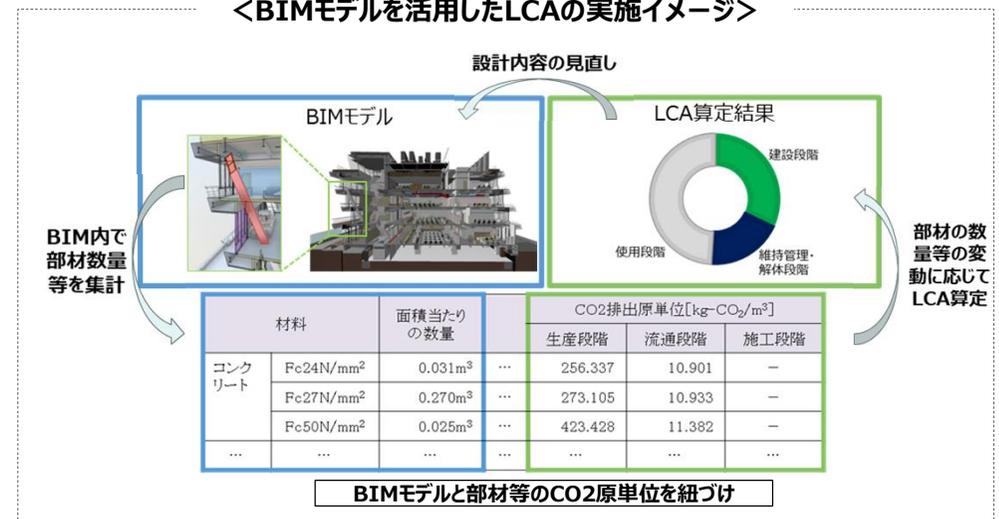
<BIM活用型>

- 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

<LCA実施型>

- LCAの実施に要する費用について、上限額以内で定額補助
 - BIMモデルを作成せずにLCAを行った場合：650万円/件
 - BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合：500万円/件
- ※ LCA算定に必要なCO2原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算

<BIMモデルを活用したLCAの実施イメージ>



建築プロジェクトにおけるBIM活用及び LCAの実施を一体的・総合的に 支援します

令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算※において
～「建築GX・DX推進事業」を実施します～

※令和6年度補正予算5億、令和7年度当初予算案6.5億

BIM活用プロジェクトや、
LCA実施プロジェクトが支援対象になります！

<BIMモデルを活用したLCAの実施イメージ>
設計内容の見直し



建築GX・DX推進事業 3つのポイント

- 1 来年度末(R7年度末)までの設計・施工BIMモデルの作成、
LCA算定に要する費用について幅広く補助します
- 2 BIMモデルの作成のみを行う場合やLCA算定のみを
行う場合も補助の対象です
- 3 BIMモデルの作成については、協力事業者(下請事業者
等)だけでなく、元請事業者等も補助の対象です

まずは、代表事業者等※の登録をお願いします

(その後のプロジェクト等の変更は可能です)

※BIM活用型に掲げる事業にあっては、本補助事業の活用を希望する設計もしくは施工を行う事業者の代表事業者、
LCA実施型に掲げる事業にあっては、本補助事業の活用を希望する発注者又は設計もしくは施工を行う事業者です。
(LCA算定のみを行う場合も、事業者登録が必要です。)

詳細は裏面をご覧ください

建築物のLCAの実施によるLCCO2削減と 建築BIMの普及拡大による生産性向上の推進

○対象となる費用

項目	含まれる経費
BIM導入費	・BIMソフトウェア利用費(ビューソフトウェア、アドオンソフトウェアの利用費、BIMモデルを利用するためのPC・タブレット・ARゴーグル等周辺機器のリース費等を含む) ・CDE環境(共通クラウド)構築費・アクセス費
BIMコーディネーター等費	・BIMコーディネーター人件費・委託費 ・BIMマネージャー人件費・委託費 ・BIM講習に要する委託費・人件費・諸経費
BIMモデラー費用	・導入初期のBIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費 ・BIMの高度な活用を図るためのBIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費 ・維持管理BIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費 ・BIMマネージャーをサポートするBIMモデラー委託費
LCA算定に要する費用	・LCA算定に要する人件費 ・LCA算定に必要なCO2原単位の策定に要する人件費 ・CO2原単位策定に必要なデータベース利用費、第三者検証費用等

一定のBIMモデル作成に
関する費用も新たに補助
対象としています

- ※プロジェクトに参加する専門設計事務所や専門工事業者に加えて、代表となる意匠設計事務所や元請事業者(ゼネコン等)が要する経費も対象となります。
- ※設計調査費及び建設工事費に対しBIM活用による掛かり増し費用の1/2(延べ面積に応じて補助限度額を設定)、及びLCAの算定に要する費用について上限額以内で定額で補助します。
- ※元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告してください。
- ※3階以上かつ地区面積・延べ面積がともに1,000㎡以上の新築プロジェクトの場合は、業務の効率化または高度化に資するBIMの活用を行うことが要件となります。

○事業に対するQ&A

- 代表事業者等の登録は、BIM活用とLCA実施でそれぞれ別々に実施する必要がありますか？
⇒それぞれ別々に実施する必要はありません。代表事業者等の登録は、一度にまとめて行っていただけます。
- 令和5年度補正予算で補助を受けたプロジェクトも対象になりますか？
⇒対象になります。ただし、令和7年度当初予算に係る当該プロジェクトの申請の開始時期は、夏頃を予定しています。
- 令和7年中に設計完了又は竣工に至らないとダメですか？
⇒必要な要件を満たした上で、部分的にでもBIMモデルが作成されている場合は問題ありません。
- 既にBIMを活用している事業者はダメですか？
⇒既にBIMを活用している事業者であっても、BIMの定着を図る観点から、BIMソフトの新規購入、BIM講習の受講費用、導入初期のBIMモデル作成費用等が補助対象となります。

○スケジュール ※今後変更の可能性がります

- 代表事業者等登録 令和7年2月18日 開始
※令和6年度中に登録の手続きを行った場合、令和7年度に、改めて登録手続きを行っていただく必要はありません。
- 交付申請 令和7年2月27日 開始
※令和7年度当初分については令和7年4月1日 開始予定です。
- 完了実績報告 令和7年7月～令和8年2月末予定
※完了実績報告までの成果に応じて補助金額が決まります。

お問合せ先

建築GX・DX推進事業実施支援室
03-6803-6766

詳細情報

<https://gx-dx.jp/>



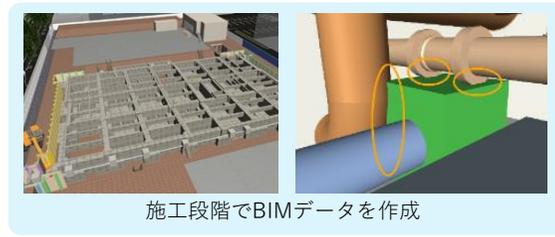
1. 建築分野における検討WG(建築BIM推進会議)の活動状況
について
2. 官庁営繕事業におけるBIM活用

■令和5年度より、原則として**全ての新営設計業務及び新営工事**において、発注者情報要件である**EIR^{※1}**を適用し、**BIM^{※2}活用を推進^{※3}**。

- 延べ面積**3,000㎡**以上の新営設計業務には、BIM活用を指定する項目（指定項目）を設定。
全ての新営設計業務及び新営工事には、BIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。
- 設計BIMデータについて工事受注者へ説明等を行うBIM伝達会議を開催し、**工事受注者が活用する場合には貸与**。



設計BIMデータの貸与



※1 Employer's Information Requirements
 ※2 Building Information Modelling
 ※3 令和5年度より取組開始

BIM活用の項目

■ 指定項目（延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務に設定）

	BIM活用の項目	目的
設計	建築物の外観及び内観（一部）の提示	合意形成の円滑化
	実施設計図書（一般図等） ^{※4} の作成	図面間の整合性の確保

※4 総合、構造、電気設備、機械設備の各分野の図面を対象とする。

■ 推奨項目^{※5}（全ての新営設計業務及び新営工事に設定）

	BIM活用の項目	目的
設計	設計条件等と設計図書の整合性の確認	情報の共有、確認の効率化
	基本設計段階における設備計画の検討	納まりの検証の効率化
	概算工事費の算出	効率的な数量算出、精度の向上
	基本設計図書（一部）の作成	図面間の整合性の確保
	実施設計図書（詳細図等）の作成	図面間の整合性の確保
工事	施工計画等の検討	検討の効率化、理解の向上
	施工図の作成	効率的な検討、整合性の確保
	干渉チェック	干渉の確認の効率化
	完成図の作成	維持管理に向けた資料等の作成
	建築物利用説明書に用いる図の作成	維持管理に向けた資料等の作成

※5 3,000㎡未満の新営設計業務の場合、上記の指定項目は推奨項目として設定する。

■ 指定項目又は推奨項目以外：受注者は任意にBIM活用が可能

成果品

■ 指定項目：「実施設計図書（一般図等）の作成」

- 設計BIMデータ及び設計BIMデータ説明資料^{※6}の提出を求める。

※6 BIMモデルと連動しない箇所が分かる資料、モデリング・入カールールに関する資料

■ 推奨項目

- 成果品としてBIMデータの提出を求めない。

設計BIMデータの貸与

■ 発注者はBIM伝達会議を開催し、工事受注者へ設計BIMデータ及び同説明資料を説明する。

■ 工事受注者が設計BIMデータを活用する場合、発注者は、工事受注者へ設計BIMデータを貸与する。

官庁営繕事業におけるBIM活用の理解の促進及び効率的な実施に資することを目的に、官庁営繕事業の設計業務において、発注者がEIR※1でBIM活用を指定する項目への対応を基本として、**BIMデータの入力情報及び設定内容の目安**を示すため、「**営繕BIMモデル**」を作成し、令和6年10月23日にその**データを公開**しました。

※1 EIR：Employer's Information Requirements、発注者が示すBIM活用に関する要件

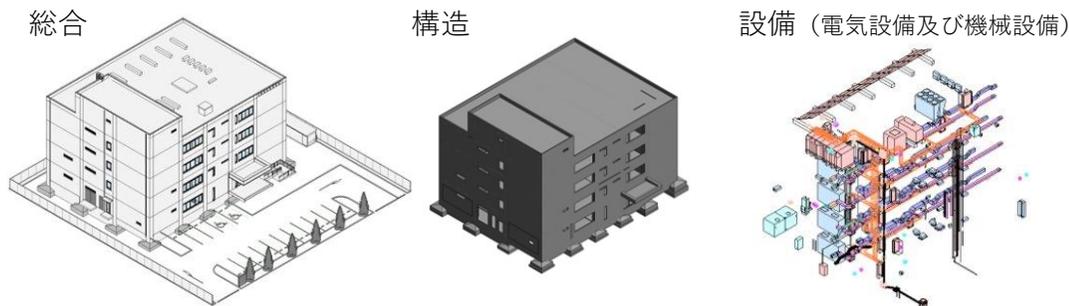
営繕BIMモデル 架空の建築物（鉄筋コンクリート造 地上5階建て 延べ面積約3,300㎡の一般的な合同庁舎）を対象に作成した**BIMデータの例**
（なお、設計内容は建築基準法等に基づく審査を受けたものではない。）

【使用ソフトウェア】

Autodesk Revit2022

【BIMデータ】

総合、構造及び設備の分野ごとに作成

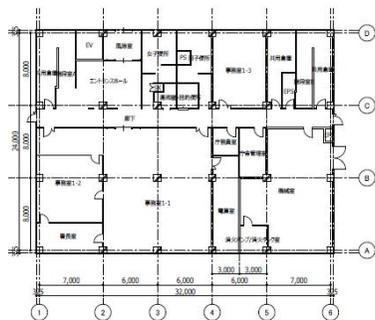


「営繕BIMモデル」で実施した内容

延べ3,000㎡以上の新営設計業務においてEIRでBIM活用を求める指定項目と推奨項目※2のうち、**指定項目**と**推奨項目の一部**※3について実施。

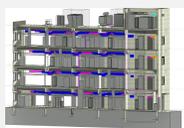
「営繕BIMモデル」で実施した指定項目の内容

実施設計図書（一般図等）の作成



平面図（総合のBIMデータを用いて作成）

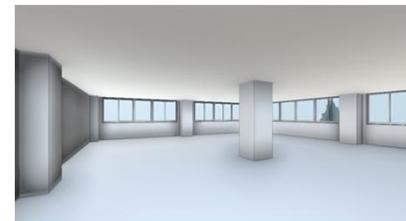
総合、構造及び設備の各分野のBIMモデルを統合し、干渉チェックを実施したうえで、分野間の整合性等を確保した実施設計図書を作成



外観及び内観（の一部）の提示



3Dビュー（外観）



3Dビュー（内観）

※2 「官庁営繕事業におけるBIM活用実施要領」に基づくEIRを適用したBIM活用の運用について」（令和6年3月21日国営施第25号）による。

（「【参考】 官庁営繕事業におけるEIRを適用したBIM活用」 参照）

※3 推奨項目は、受注者の判断により実施するもの。「営繕BIMモデル」では指定項目とともに実施例を示すことが有効であると考えられる一部項目について参考として実施。

「営繕BIMモデル」で実施した推奨項目：設計条件等と設計図書との整合性の確認、概算工事費の算出、基本設計図書（一部）の作成、実施設計図書（詳細図等）の作成

公開データ

データ公開URL : https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000130.html

営繕BIMモデル

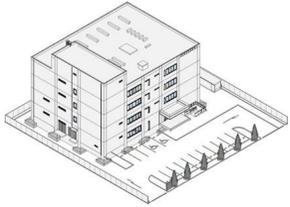
EIRでBIM活用を求める指定項目及び推奨項目（一部）に対応して作成した総合、構造、設備の各分野のBIMデータ※

※ 営繕BIMモデルは、官庁営繕事業の設計業務におけるBIMデータの入力情報及び設定内容の目安を参考として示すものであるが、入力情報等には推奨項目（一部）に対応するためのものが含まれているので、指定項目のみを実施する場合には、指定項目の実施に必要な範囲の情報を入力等を行えばよい。

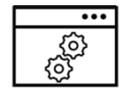
営繕BIMテンプレート

営繕BIMモデルを作成した際のBIMデータの作業環境等の設定内容をテンプレートとして保存したもの

総合



BIMデータ

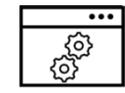


テンプレート

構造

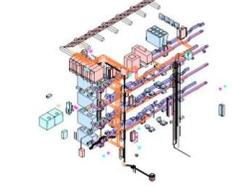


BIMデータ

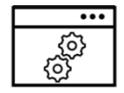


テンプレート

設備
(電気設備及び機械設備)



BIMデータ



テンプレート

「営繕BIMモデル」の活用 (官庁営繕事業の新営設計業務でのイメージ)

